

第21回全国障害者スポーツ大会「三重とわか大会」リハーサル大会 兼 第21回全国障害者スポーツ大会ソフトボール競技 北信越・東海ブロック予選会 競技実施要領

1 競技規則

令和3年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの編成は監督1名、コーチ2名以内及び選手15名以内（男女は問わない）とする。
- (2) 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含め15名以内とする。

3 競技方法

- (1) 試合は三重県チームを除くトーナメント方式で行う。
また、トーナメント戦以外に三重県チームを含めた交流戦を実施する。
- (2) 試合は5イニング制とし、試合開始後60分を経過した後は、新しいイニングに入らない。
- (3) 同点の場合は、タイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は2回を限度とし、延長開始後15分を経過した後は、新しいイニングに入らない。それでも同点の場合は、最終出場選手9名(DP制を採用した場合はFP選手を除く)の抽選によって勝敗を決定する。
- (4) 3回終了以降、10点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断された場合は、3回以上の回の終了をもってコールドゲームとする（決勝戦を含む）。
- (5) ファーストピッチにより行う。
- (6) 競技場のフェア地域及び塁間距離と投球距離は、女子の規格に準じる。
- (7) パスボール、振り逃げ、スクイズバント及び盗塁は適用しない。
- (8) ピッチャーが投球したボールが、ホームベースを通過した時点でボールデッドとし、キャッチャーからの牽制、暴投による進塁など、その後のプレーは成立しない。
- (9) ランナーが進塁を故意に遅らせた場合は、審判団から厳重に注意し、再度繰り返す場合は、審判団の判断で遅延行為によりランナーをアウトとする。
- (10) 指名選手(DP)及び再出場(リエントリー)を採用する。
- (11) 試合球は公益財団法人日本ソフトボール協会検定ゴム製3号球とし、主催者が用意する。

4 服装等

- (1) 同一チームの監督、コーチ及び選手は、同色・同意匠のユニフォームを着用しなければならない。また、男子は同じ帽子を着用しなければならない。
- (2) ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、コーチは31番と32番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。また、ユニフォームの左袖（左肩から10cm程度）に県・指定都市名を表示すること。

- (3) 打者・打者走者・走者、次打者及び1・3塁のベースコーチは、両耳あてのある同色のヘルメットを着用する。また、捕手は、スロートガード付きマスク、捕手用ヘルメット、ボディプロテクター及び膝当て付きレガーズを着用する。
- (4) 金属製スパイクの使用は禁止する。

5 組合せ

組合せは、令和3年2月～3月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

6 打順表等

- (1) 打順表は、試合開始時刻の3回終了時まで5部作成し、競技本部へ提出する。ただし、第1試合は、開始式終了後に提出すること。
- (2) 攻守の決定は、打順表提出時に審判員立会いのもと、コインのトスによって決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 出場権

この大会の優勝チームは、第21回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

9 その他

- (1) 監督会議は当日現地で行い、その場において大会申し合わせ事項を設けることができる。なお、監督会議の時間及び場所については別途通知する。
- (2) ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを1塁側とする。
- (3) ベンチ内へは、監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、けが等に対応するため、トレーナー等を帯同するチームは、トレーナー等について1名ベンチに入ることができる。この場合のトレーナー等は、医療知識があり、実際に施術ができる者とする。
- (4) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (5) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- (6) 打順表、練習球は、各チームが用意する。
- (7) 少雨の場合は決行するが、荒天時他不測の事態が生じた場合等の取扱いは、主催者において別途決定する。
- (8) 参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。